

令和5年度 一般募金 配分基準について

(イ) 小地域福祉活動事業 (地区社協の行う地域福祉事業)

(1) 地域における福祉活動費 (例: 配食、昼食会、買い物支援等)

○食料費・食材費等 ※ 1人当たり700円以内

○諸経費 (上記外でかかる費用)

○講師謝金等

☆延べ人数×1人当たりの費用 (食糧・食材費) + 諸経費 + 講師謝金等 (上限100,000円)

(2) 広報活動に関する助成 (地区社協だより等)

○印刷費 (片面80円・両面160円)

○諸経費 (上記外でかかる費用)

☆世帯分×印刷費 + 諸経費 (上限100,000円)

(ロ) 福祉団体活動支援事業

(市内で活動する福祉団体や、ボランティア団体やグループの助成費)

(1) 地域福祉に資する活動費 (奉仕活動・広報活動)

○活動に必要な機材、資材

○諸経費 (上記外でかかる費用)

☆機材、資材及び諸経費 (上限100,000円)

(2) 会員、グループ等および関係者の活動に関する助成 (研修会、交流会等)

○食料費・食材費 ※ 1人当たり700円以内

○諸経費 (上記外でかかる費用)

○講師謝金等

☆延べ人数×1人当たりの費用 + 講師謝金等 (上限100,000円)